正しく伸びよ青少年

家庭について考える

岩室小学校長　亀山末松

『家庭』とは
温い心の通うところ
正しく伸びるところ

古くから、「いえ」とか「家庭」ということがよくいわれてきましたが、このことをもう一度考えてみましょう。

① **火のもえている所**

大昔から家の中には炉があり、そこには常に火が燃えている。しかもたやさないように……。（これが人間と動物のちがいであり、人間が住んでいる証拠ともなった）

② **食べものをつくる所**

燃えている火、そこは人々の食べものを焼いたり煮たりする場所であり、この火によって生命をながらえてきたものである。

③ **だんらんの場**

この火を囲んで人々は食事をし話し合い、楽しんだだんらんの場であり、その火を囲む人々は、みな血のつながる—家族—人たちである。

④ **家族は一体のもの**

集る家族には、年長者も居り年少者も居る、親であり子であり兄弟でもある。親は、家を守り食を得るために働き、子を生み慈しみ育てて家が栄えるように日々努力をつづけてきたものである。子は安らかな日を送ることに感謝して親を敬い慕って、そこに自然と長幼の礼が生れて今日にきたものである。

⑤ **学び、教えるところ**

子はくらしの中に親のなすいろいろのことを真似ることにより成長していく。又、親は生活のためのもろもろの知識や技術を教えていったもので、いわば素朴な学校の役割をしたものである。

（まなぶはまねることとから出た語である）

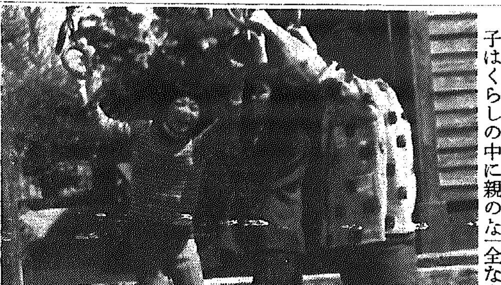

このようにして、家は血縁の集りであり、親は後継者としての子を生み育てて健全な家系をつづけることを一つの責任として懸命に過してきた。家庭は社会の単位として、一つ一つが健全なものとなって地域が向上発展して現在の繁栄の源となっており、いわば人間の歴史である。

このような家庭の根本的な姿を考えて、今日の家庭の姿を見なおしてみたらどんなものでしょう。「敬」と「愛」の気持ちいっぱいの家庭をもちつづけていくにはどうしたらよいのだろうか……

……。

子どもの日、母の日、敬老の日もよい。家庭の日もよい。それが一日だけでなく、常に心身健康でわらって暮せる家をつくることを考えることが最後の願いであろうかと思われる。

子に何を残すか

家族の中にはこれからという幼い子どもが居る。この子らは、育っていく毎日の生活の中に、家庭内にてまねることの多い時代である。子は親に似るといわれる。子は親の鏡であることをよく考えてみたい。親はよりよき先達であり、教師である。子らによりよい後姿をみせてやることを特にお願いしたい点である。

動物の親は仔に生きるための餌のとり方を教えるといわれるが、害になるものは決してとらないように教えるという。何が真の愛なのか、愛する子らのためにもう一度考えてみては如何でしょうか。最近子の数が少いと殊更大切にし可愛いことはこれ又自然のことでありましょう。しかし只可愛いという盲目的な愛情だけではむしろ結果的には好ましくない場合がある。農耕の毎日の仕事に、肥料のやり方、無駄芽のつみとり又、薬品による防除ということ、子育てと同じ理屈でありましょう。美しい姿の木をつくるにも、大きくなってからでは曲はつけにくい、枝を切れば無理もありきずも大きくのこる。小さい中にくせづけをすることが肝心である。

（外国のしつけはこの姿であるといわれる）

幼い中に、大切なことをしっかり身につけ、育てていくことが子らの教育でも肝心なやり方である。

親が子によいものを残してやることにより、やがて子が感謝と敬慕の念を抱くようになる。形はなくとも金に買えないもの、それが大きな遺産となる。

万葉の古歌に

父は照り
　母はなみだの
　　雨と降り
めぐみに育つ
　大和なでしこ

生きている作物を世話する農家の日々の栽培の理を家庭の子どもの愛育につなげていただきたい。

善意に感謝

緑花会と大平さん

本村の緑花会では本年度の事業の一つであります「公共施設周辺の環境整備奉仕」の一環として特に緑花の管理手入の研究をねらいに六月四日静閑荘東側の松の整備作業を行いました。

見ちがえるように整理された松自体も一本一本がそれぞれ趣きを異にし、いつまでもあきない眺めであります、またその松の間から見る雄大な田園の景観は実にすばらしいものであります。きっと静閑荘を訪ずれる方々の心をなごませてくれるものと思います。会員の皆さんの積極的なご奉仕に心から感謝致します。

静閑荘へ錦鯉の寄贈

西中の大平十四六さんより静閑荘へ錦鯉の寄贈をいただきました。厚くお礼申上げます。静閑荘においでの節はどうぞ御観賞下さい。

戸籍シリーズ ④

離婚後も婚姻中の氏（姓）を、名のることができます

このたび民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三か月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律施行前三か月以内（本年三月十五日以降）に離婚された人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができるようになりました。

尚、くわしいことは、役場戸籍係にお尋ねください。

国民年金

保険料免除の手続きは七月末日までに

いろいろの事情で国民年金の保険料を納めることができない人、あるいは困難な人はおりませんか。国民年金では家計が苦しかったり災害や失業などの特別な事情があって保険料を納めたくとも納めることができない人には保険料を納めることを免除する制度があります。この免除制度とは保険料を納めることができない場合でも免除の取扱いをすることで未納期間とせず、将来年金が受けられるようにとの配慮からもうけられた仕組です。免除をうけるためには手続きをしたうえで基準にあてはまっているかどうか審査が必要であります。この手続きをしないで未納のままにしておくと将来年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。免除を受けた期間の年金額は保険料を納めた場合の三分の一となります。十年以内であれば免除を受けた当時の保険料額でさかのぼって保険料を納めることができます。免除を希望する人は、七月末日までに手続きをしてください。

尚くわしいことは住民福祉課に問い合せください。

万全な消防体制の確立をめざし

—定期総合演習終る—

六月十五日和納小学校グランドで恒例の定期消防演習が行なわれた。

地域の消防意識の普及と士気と連帯感の高揚を目的としたこの演習は、二五〇名の消防団員と南部消防本部、分署職員二〇名合せて二七〇名が参加し、雨の中四時間に亘って行なわれました。

続いて消防活動に尽された功績により次の表彰状が授与されました。

○日本消防協会長表彰
消防団長　三富勝弥

○村長より、火災早期発見消火に適切な措置をとり大事に至らなかった功績により表彰
早川ムツ（和納三区）

○村長より、長年消防団員として団務に精励され、今度退団された在団中の功労により感謝状の授与

土田　一郎（高橋）
加藤　芳郎（高橋）
天野　知治（高橋）
亀山　耕蔵（原）
山田　勝英（西中）
山田　守（西中）
山田　清（西中）
山田　吉作（西中）
寺沢多一郎（樋曾）
岡崎　弘（樋曾）
本間　秀雄（樋曾）
水倉　富一（間瀬）

子どもの花火遊びにご注意を!!

夏は花火シーズンです。子供の花火遊びは、おとなと一緒に行ない、火災をおこさないように十分注意して下さい。

注意事項

○風のある日はあげない。
○燃いやすい物がある所ではあげない。
○花火を束にして火をつけない。
○水を用意しておく。
○あと始末を完全に。

証明関係手数料が変ります

岩室村の手数料条例の一部が改正され，7月1日から次のようになりました。

	件名	基本料金
1	住民票の写交付手数料	1枚につき100円
2	住民票記載事項証明書交付手数料	1件につき100円
3	戸籍付票の写交付手数料	1件につき100円
4	住民に関する証明書交付手数料	1件につき100円
5	不在籍証明書交付手数料	1件につき100円
6	身分証明書交付手数料	1件につき100円
7	未転入証明書交付手数料	1件につき100円
8	米穀輸送証明書交付手数料	1件につき100円
9	死亡届記載事項証明書交付手数料	1件につき100円
10	外国人登録済証明書交付手数料	1件につき100円
11	埋火葬許可証交付済証明書交付手数料	1件につき100円
12	火葬認許証交付手数料	1件につき100円 （ただし，本村に在住する者以外のものに限る，）
13	印鑑登録手帳交付手数料	1件につき100円
14	印鑑証明書交付手数料	1件につき100円
15	公簿の閲覧及び照合手数料	1件につき100円
16	公簿及び公文書の謄本又は抄本交付手数料	1件につき100円
17	納税に関する証明書交付手数料	1件につき100円
18	土地に関する証明書交付手数料	1件につき100円
19	建物に関する証明書交付手数料	1件につき100円
20	農地関係申請手数料	農地法第3条によるもの 1件につき300円
		農地法第4条によるもの 1件につき300円
		農地法第5条によるもの 1件につき300円
		農地法第20条，第25条によるもの 1件につき300円
		農地法第4条，第5条による許可済証 1件につき350円
21	自作農資金関係申請手数料	自農資金融通法第2条によるもの 1件につき500円
22	民有林造林補助事務手数料	民有林造林補助金額に対して 10%相当額
23	前各号以外の諸証明手数料	1件につき100円

危験物取扱者試験

○試験日
　7月27日（火）
○種　目
　甲、乙四、丙種
○受験願書受付期間
　7月7日迄

詳しいことは岩室消防署へおたずねください。
（電話　㈡三三六〇）

原付免許の出張試験が行われます

巻地区交通安全協会においては、県警に依頼し、原付免許の出張試験を実施することになりました。

受験希望者は、住民票の抄本一通と写真（六ケ月以内に撮影したもの）一枚、受験手数料、テキスト及び問題集代一、八〇〇円を添えて**七月十五日までに巻地区交通センターか、**準指導員の
和納　本多光夫（フタワ輪店）、岩室　佐藤　勝（マルエス輪店）に申し込みください。

事前講習
七月十八日午後一時から
巻地区交通センター

試験
七月十九日　午前十時
西蒲原土地改良区大会議室

消防設備士試験

受験受付　7月9日まで

詳しくは消防分署へ